平成２１年（フ）第４８９号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字江尻山190番地
債務者　田中　恵利
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８６号
佐賀県佐賀市成章町１番14号
債務者　中島　リエ
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬111番地２
債務者　永渕　広幸
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１１号
佐賀県神埼市神埼町本告牟田1278番地２
債務者　石井貴美子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１２号
佐賀県佐賀市大財１丁目６番４号
債務者　彦坂やよい
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３１号
佐賀県鳥栖市蔵上町514番地２
債務者　松隈志津子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６８号
長崎県長崎市深堀町１丁目293番地11　県営住宅深堀団地Ｃ９棟402号
債務者　白濱　数則
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７０９号
大分市横田２丁目８―16　グレイス弐番館104、住民票上の住所大分県速見郡日出町大字川崎5066番地２
債務者　冨山　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７４８号
大分市南津留４番６号　第２トーエイビル205
債務者　宮脇　富雄
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７４９号
大分市南津留４番６号　第２トーエイビル205
債務者　宮脇　勝子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８２８号
大分県由布市庄内町西長宝1737番地５
債務者　大久保　修
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５２１号
秋田県潟上市天王字上江川47番地1073
債務者　東　　美弘
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５２２号
秋田県潟上市天王字不動台57番地１
債務者　東　奈々子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１７号
長野県安曇野市三郷明盛3401番地７
債務者　小山　　登
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４１８号
長野県安曇野市三郷明盛3401番地７
債務者　小山　由枝
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１０５号
長野県茅野市玉川4410番地41　ゼクセル12南棟、前住所長野県茅野市北山5513番地　渋川温泉・保科館
債務者　保科きぬ子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第５０８号
岐阜県羽島市正木町坂丸２丁目192番地
債務者　柏原　正二
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６６５号
岐阜県関市天徳町２丁目１番18号
債務者　河合　久子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
岐阜地方裁判所